

安心して活動していただくための

大口町団体活動総合補償

補償の対象となる方は

町内に活動拠点を置く団体が、
公共的・公益的な住民活動を行
う場合の指導者、スタッフ、活動
への参加者の方です。

補償の対象となる 活動は

「補償の対象となる方」が行う活動のうち、
次の1～6全てに当てはまるものが対象です。

1. 活動が計画的・継続的に行われていること
2. 無報酬で行うこと
(交通費などの実費弁償は無報酬とみなします)
3. 公共の利益を目的とした自発的な活動であること
4. 日本国内の活動であること
5. 政治、宗教又は営利を目的とする活動でないこと
6. 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

大口町団体活動総合補償制度に関する
お問い合わせはこちらへ

大口町役場 地域協働部地域協働課

電話 (0587) 95-1691

Mail chiiki@town.oguchi.lg.jp



補償内容

(1) 賠償補償

活動に伴い、誤って第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。対象となる方は、指導者、スタッフ及び活動への参加者です。

事故の種類	支払い限度額
身体賠償事故	1人・1事故につき1億円
財物賠償事故	1事故につき1億円

※賠償補償対象の事故が発生した場合、団体自ら示談交渉（話し合い）をしていただくことになります。

(2) 傷害補償

活動中「急激かつ偶然な外来の事故」によってケガをした場合に支払われる補償です。対象となる方は、指導者、スタッフ及び活動への参加者です。

補償の内容	補償金額
死亡補償	300万円
後遺障害補償	300万円を限度として補償規定に定める額
入院補償（日額）	3,000円
通院補償（日額）	2,000円
手術補償	手術の種類に応じて、入院補償金に補償規定に定められた倍率を乗じて得た額

補償の対象とならないもの

補償の対象とならない主なものは、次のとおりです。

補償	対象とならないもの
賠償補償	故意による損害、洪水、地震等天災による災害、同居の親族に対する損害賠償、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任
傷害補償	故意・けんか・自殺行為・犯罪行為・闘争行為による事故、無資格運転・酒酔い運転による事故、脳疾患・疾病・心神喪失による事故、ハングラライダー等、危険なスポーツによる損害

Q&A ～これってどうなの？～

Q. 補償対象となる具体的な団体について教えてください。

A. 次の団体が対象となります。

- ①行政区、地域自治組織などの地縁団体
- ②老人クラブ・さくらメイト・子ども会
- ③各種登録（所属）団体（例：大口町 NPO・まちづくり団体登録団体、町民活動センター登録団体、大口町文協・体協所属団体（ボランティア等の活動を行う場合に限り）、大口町地域安全パトロール協議会登録団体、大口町社会福祉協議会ボランティア登録団体など）
- ④その他町が活動団体と認めた団体（例：サロン活動、草刈り活動、PTA活動など）

Q. 大口町団体活動総合補償は、事前の申し込みが必要ですか。

A. この総合補償は、町が加入するため、個別の申し込みは必要ありません。

Q. 事前に名簿を提出する必要がありますか。

A. 事前に提出いただく必要はありません。ただし、事故が発生した際は名簿を提出していただく必要がありますので、日頃から備えておくようにしてください。

Q. 今まで加入していた他の保険は必要なくなりますか。

A. この補償制度は、町がボランティア等をされる方に安心して活動いただくために入るものです。団体の活動の中には、懇親会など会員相互の親睦を図るための事業など、この補償制度では対象とならない活動もあることから、内容をよく検討し、必要に応じて判断してください。